

## 本校の開校はいつなのか？ ～その9～

西興部村に開拓の鋤が下ろされた1904（明治37）年当時、西興部村という地方公共団体はまだ存在していませんでした。雄武外三か村の興部村の一部落だったのです。

さて、ここで当時の北海道を巡る教育事情について少しふれてみましょう。

1872年（明治5年）9月4日、「邑（むら）に不学の戸なく、家に不学の人なからしめんことを期す」という施政の決意のもとに「学制」が太政官（当時の政府の最高機関）から発せられ、我が国は、いよいよ近代的な学校教育制度整備の黎明期を迎えました。

しかし、開発が遅れていた北海道では、時期尚早ということで、直ちに「学制」に拘束されることなく、土地の状況に適合した独自の方式が採られることになりました。以後、国から1879（明治12）年「教育令」、1886（明治19）年「小学校令」發布されますが、北海道庁は独自の規定を定め、他の府県に比べ、簡易な教育を認可し続けることで、北海道の教育を普及していきました。

道庁は1898（明治31）年に、従前の規定では小学校を設置し授業を実施することができない、移住後間もない、戸数100戸未満の地域に、尋常小学校の教育内容に相当する教育が行われたと認める「簡易教育規定」を定めました。内容は、毎月25時間以上の授業を行うこと、教場の設備については標準を定めないことが明記されました。教育の方法としては、本校から教員を派遣する出張教育と、町村に居住する一私人に教育を依頼する嘱託教育が認められました。さらに道庁は1903（明治36）年、就学率90%を目標に「特別教育規定」を設け、不就学児童の多くを占めていた子守児童に、簡易教育所で実施されている教育内容よりも一層簡易な、子守児童の生活実情に合わせた、限られた時間の中で教授することで、簡易教育所に就学させ、就学率の向上を図りました。

このように簡易な教育を認可し続けていくことは、住民に多額の負担を強いることでもありました。住民自らが教育所を設置していったことによって、北海道の就学率は上昇したのです。その後も住民が多額の負担をして学校を建てていきます。『學報』の「学校の歴史を語る座談会」の「三 七重小学校時代」の一部を転載します。

**政井** 大正六年から七重小学校と改稱したのですが小学校に昇格と全時に八線に移轉したのでせうね。其の当時の事情を義達さんにお願ひします

**義達** 移轉してから名が変わったのです初めは上興部第一教育所と稱しそれから七重小学校となりました。移轉問題は入地者が次第に増加して来て上藻忍路子方面に児童が多くなって来てから起こりました、移轉派は川勝さんや我々市街や忍路子方面の人です。非移轉派は六興方面で酒井・関・向井・目黒さんなどが頭目でしたな。移轉候補地は今の浅川商店裏の公共地ですこの問題は大正二年頃から起ってなかなか決定を見ません、どちらも自説を主張して譲りませんので村滝農場の村井刃之丞さん田所新藏さん等が仲裁に入り八線日比瀧三郎さんの所有地を寄附して頂いて大正六年にやっと結末がついたのです、そして尋常小学校になりました、それが現在地へ移轉前までの旧学校です、

建築は前の様にもめて居たので興部村ではいい事にして費用を出しませんので全部部落寄附で建てましたそして維持費だけは村費でやって貰ったのです当時の人々が苦しい中から学校を自力で造ったのです

**政井** 大正六年の移轉その後の増築の際骨折って下さった方々はどなたでした

**義達** 大正六年移轉新築の時は三ノ宮藤太郎氏が受負人で小林瀨三郎氏、村議 酒井原田氏などが建築委員でした、中でも小林さんは相当な私財を投じて尽力されました